議 会 定 例 会 会 議 録

平成28年12月13日

岩出市議会

議事日程(第3号)

平成28年12月13日

開議	午前 9 時 30 分
日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関す
	る条例等の一部改正について
日程第3	議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
	関する条例の一部改正について
日程第4	議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5	議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正に
	ついて
日程第6	議案第84号 岩出市税条例の一部改正について
日程第7	議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8	議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正に
	ついて
日程第9	議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第11	議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委
	員の定数に関する条例の制定について
日程第12	議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について
日程第13	議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算 (第3号)
日程第14	議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算 (第3号)
日程第16	議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1
	号)
日程第17	議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第18	議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算 (第2号)
日程第19	議案第97号 市道路線の認定について
日程第20	議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について
日程第21	議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について
日程第22	議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について
日程第23	議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

日程第24 請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書

日程第25 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について

日程第26 議員派遣について

日程第27 委員会の閉会中の継続調査申出について

開議 (9時30分)

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第80号から議案第101号までの議案22件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第3号につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第1号、委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。



日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり発議第1号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 議案80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について~

日程第23 議案101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○井神議長 日程第2 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例等の一部改正の件から日程第23 議案第101号 根来公園墓地の 指定管理者の指定の件までの議案22件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案22件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でお願いします。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についての外議案5件です。

当委員会は、12月6日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第84号 岩出市税条例の一部改正について、議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、以上4議案については、討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第3号)の「所管部分」については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでは、改正によって、それぞれの金額はどうなるのか。について。

議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第84号 岩出市税条例の一部改正について、議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についての質疑はありませんでした。

議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算 (第3号)の「所管部分」についてでは、公債費で5,900万円上がっているが、何年分の利子、償還金になるのか。また、それぞれの内訳は。返還することによってどれだけ得になるのか。減債基金に積み立てる理由は。について。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

続きまして、厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について外議案8件でありました。

当委員会は、12月7日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、 議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第88号 岩出市 介護保険条例の一部改正について、議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第3号)の「所管部分」について、議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について、以上7議案はいずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について、議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでは、手話通訳者と手話通訳士の違いは。また、日額としている理由は。職員で手話通訳士は何人いるのか。また、臨時的ではなく正規の職員の採用についての考えは。について。

議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、施行期日が平成29年1月1日からとなっている理由は。について。

議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正についてでは、提 案理由で迅速に対応するためとあるが、その内容は。追加品目があった場合、その 都度議会に上程すべきではないか。について。

議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正についてでは、委員定数15人から20 人にすることによってのメリットは。現在、3班体制が4班体制になることにより どのぐらいの人数を審査することになるのか。について。

議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第3号)の「所管部分」についてでは、歳入、民生費国庫負担金の増額の理由は。生活保護費5,730万円増額しているが、見込み人数は何人か。衛生費、予防接種委託料の内容は。また、見込み人数は何人か。環境衛生費、消耗品費260万円の内容は。について。

議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) についてでは、前年度繰越金を全額一般会計繰出金にする理由は。について。

議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでは、介護給付費準備基金積立金2,744万4,000円の活用方法は。一般会計繰出金385万4,000円の内容は。について。

議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ

いての質疑はありませんでした。

議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定についてでは、指定管理者について、引き続きとあるが、現在、管理をしているのはどこか。について。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について外議案8件です。

当委員会は、12月8日木曜日、午前9時30分から開催し、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について、議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第3号)の「所管部分」について、議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第97号 市道路線の認定について、議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について、議案第100号 根来公園墓地の指定管理者の指定について、以上9議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第89号、議案第90号、議案第91号の「所管部分」、議案第95号、議案第96号、議案第99号、議案第100号及び議案第101号は可決、議案第97号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでは、定数の協議が整ったので12月議会で上程したとのことでしたが、これまでの経緯及び今後のスケジュールは。候補者評価委員会はいつ設立して、どのような方を委員と想定しているのか。また、その委員は誰が任

命するのか。委員の公募時期及び公募方法は。について。

議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第3号)の「所管部分」では、 農地等防災事業費の県営ため池等整備負担金300万円については、住持池の整備で すが、この事業概要は。道路新設改良費の工事請負費6,351万円については、市道 根来北大池線ですが、この事業概要は。下水道事業特別会計繰出金864万5,000円を 繰り出ししている理由は。について。

議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第2号)では、水 洗化助成金1,000万円増額している理由は。また、全体件数は何件になるのか。一 般会計繰出金1,989万9,000円を繰り出ししている理由は。について。

議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第97号 市道路線の認定について、議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について の質疑はありませんでした。

議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定についてでは、「根来さくらの里」の近くに道の駅の計画があるが、2つつくれるのか。また、指定管理はどうするのか。について。

議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定については、質疑はありませんでした。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされました、主な質疑であります。これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正の件、議案第84号 岩出市税条例の一部改正の件、議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改

正の件、議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正の件、 議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第89号 岩出市農業委員会 の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定の件、議案第 90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正の件、議案第93号 平成28年度岩出市介 護保険特別会計補正予算(第3号)の件、議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢 者医療特別会計補正予算(第1号)の件、議案第95号 平成28年度岩出市下水道事 業特別会計補正予算(第2号)の件、議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計 補正予算(第2号)の件、議案第97号 市道路線の認定の件、議案第98号 岩出市 火葬場の指定管理者の指定の件、議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定の 件、議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定の件、議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件、以上、議案18件に対する討論の通告はあ りません。

これをもって、議案18件に対する討論を終結いたします。

議案第81号から議案第86号、議案第88号から議案第90号及び議案第93号から議案 第101号までの議案18件を一括して採決いたします。

この議案18件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第86号、議案第88号から議案第90号、議案第93号から議案第96号及び議案第98号から議案第101号までの議案17件は、原案のとおり可決、議案第97号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等 の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

いまだ市民の多くは、景気回復の実感はありません。給与がふえた実感もありません。また、年金生活者は、年金支給額の減少に生活が苦しいと嘆いておられます。市民の要望に対して、非常に財政は厳しい状況と常々説明しており、こうしたもとで特別職に対し、人事院勧告に準拠し、改正することに市民は納得するでしょうか。

多くの市民の理解を得るのは非常に困難だと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

- ○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。 宮本要代議員。
- ○宮本議員 私は、議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当 に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、給与水準は、経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であります。

また、過去において、人事院の引き下げの勧告時には、それに準じた条例改正を 行っており、これまでどおり、人事院の勧告に準じた条例改正を行うことで、市民 の理解が得られるものと考えます。

以上、述べました理由により、私は本案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、議案第80号に対する討論を終結いたします。

議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正の件に対する討論 の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

增田浩二議員。

○増田議員 議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について、 この議案に反対の立場で討論を行います。

この議案は、これまで条例で規定されていた利用基準額が規則でも書かれており、 二重のものとなっている。迅速な対応がとれるよう、議会に図らなくても料金規定 の改正ができるよう条例を変更するというものです。 この点からは、国における利用基準の料金規定や利用品目の追加の変更があってこそ、岩出市において利用者に対する基準の変更が求められるものであり、変更や追加規定がされた時点で条例改正を行えば済むことであり、迅速な対応がとれるという言い分、理由は成り立たないものです。しかも、条例に明確に基準が定められないということは、市民にとって情報や料金基準が見えなくなり、利用料の値上げがされても議会には情報すら入ってこないということになります。

情報公開の透明度を上げることが叫ばれる中で、この点からも逆行することになります。議会に諮らなくても済む対応していきたいという面では、議会軽視も甚だ しい点があることを申し述べて、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。西野 豊議員。

○西野議員 議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について、 私は賛成の立場で討論をいたします。

この議案は、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業で、給付する日常生活用具について、迅速に対応するため、その内容を規則で定めるものです。

現在、日常生活用具給付等事業では、介護・訓練用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具など、さまざまな分野にわたる日常生活用具が示されております。しかしながら、時代の流れとともに、日常生活用具も変わってきます。障がいのある方の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付することにより、福祉の増進に資することを目的とした事業であり、本条例を改正することで、新たな日常生活が緊急に必要となった場合、それを必要とする方々に速やかに利用していただけるよう、条例の一部改正を行うものであります。

以上、述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、議案第87号に対する討論を終結いたします。

議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第3号)の件に対する討論の 通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算(第3号)に反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、公債費で5,974万3,000円を計上していることです。この中身については、多くは4,600万円が臨時財政対策債の償還に充てられています。この5,974万円を使い、今回の繰上償還で410万円が得になるということですが、この金額をもって後世への負担軽減につながると言えるのか、市民が納得できるのかが問われてきます。

410万円が減ることよりも、5,974万円を市民要求のためサービスに充てていくことこそが、市民にも喜ばれ、必要だと考えます。額から見ても、無理に償還する必要はないと考えます。

よって、この議案に反対といたします。

- ○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。 田中宏幸議員。
- ○田中議員 議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算 (第3号) について、 賛成の立場で討論いたします。

一般会計補正予算(第3号)については、歳入では、事業の補助採択などによる 国県支出金のほか、各特別会計精査に伴う繰入金、一般会計の前年度繰越金、臨時 財政対策債の発行可能額の確定などによる補正を行うものです。

また、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、前年度補助金の精算に伴う 返還金、各事業の進捗による事業費、臨時福祉給付金給付費、予防接種委託料、将 来負担の軽減を目的とした繰上償還による公債費など、真にやむを得ないもののみ の計上となっております。

また、基金への積み立てについても、当初予算における取り崩しに対しての積み 戻し及び今後の公債費負担増加に対応するための積み立てなど、歳入歳出とも適正 な予算となっております。

以上、述べました理由によりまして、私は賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、議案第91号に対する討論を終結いたします。

議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

增田浩二議員。

○増田議員 議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) に反対の討論を行います。

この間、国において社会保障制度の改革の名のもとに、年金や医療制度が次々に切り下げられ、ごく一握りの大企業のもうけを優先する政治が行われています。

そして、大企業によるリストラ、中小零細企業への下請いじめなどが続く中で、 経済不況と重なり、貧困と格差の拡大が広がってきています。国民健康保険に加入 しているのは、その多くが社会的弱者と呼ばれる人たちで構成され、今、高齢者、 労働者、障がい者、農業従事者、中小業者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが、 将来にわたって希望すら見出せない大きな不安や危機に見舞われている状況です。

この議案では、一般会計に806万円の繰り出しがされています。その理由は、赤字補填をしてもらったから返すというものです。岩出市の国保会計の状況は、不納欠損の増加や医療給付費の増加対策、国保加入者の健康増進や予防体制の充実こそ求められています。

また、平成27年度決算の中でも、国に対する返還金などが生じてきています。国に返さなければならない返還金が生じた場合など、国保会計で不足となった場合は、当然、一般会計から国保会計で必要な措置として繰り入れ対応されるものであり、一般会計から借りているという性格で繰り入れているものではありません。

現在、国保における基金状況は、わずか90万円という状況、突発的な対応の必要性が生じた場合の対応すらとれない状況なのです。このような状況のもと、一般会計へ繰り戻すという対応は、国保利用者にとって理解されないと考えます。

岩出市で余剰金が生まれ、黒字となったのであれば、基金に積み立てるのが当然

だと考えます。国保の成り立ちからいっても、被用者保険には使用者負担があることに対して、国民皆保険制度の観点から、国が国保への支援を行い、国保会計を運営しています。

今、国の負担分が減らされている中で、国保そのものを引き下げることこそ求め られているということを申し述べて、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案について、歳入では、療養給付費等交付金及び前年度繰越金について補正したものであります。

歳出では、退職被保険者等高額医療費が計上されておりますが、医療費の上昇に 伴うものであり、国保事業にとって必要不可欠な支出と認められます。

また、一般会計繰出金については、平成27年度国保特別会計において赤字が見込まれたことにより、一般会計から財源補填を受けましたが、剰余金が生じたため、 一般会計に返還するものであります。

本来、国保事業は、当該会計で運営することが原則であり、一般会計からの繰り入れによる剰余金を一般会計へ繰り出す措置は、妥当であると考えるため、歳入歳出とも適正な予算となっております。

以上、述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、議案第92号に対する討論を終結いたします。

議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 請願第3号 子ども医療費無料制度拡充を求める請願書

○井神議長 日程第24 請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の

件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、厚生常任委員会委員長の請願審査報告を求めます。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員。

○三栖議員 厚生常任委員会での請願書の審査の経過と結果をご報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第3号 子どもの 医療費無料制度拡充を求める請願書です。

当委員会は、12月7日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から、請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、討論の後、賛成者少数により、請願第3号は不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勧曜議員。

○吉本議員 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の採択に当たり、反対の立場から討論を行います。

今回の請願書につきましては、前回からの請願書と同趣旨であり、これについては、9月定例会において申し上げましたが、市においては、順次、助成拡大が図られるとともに、所得制限が撤廃され、また、現在、医療機関の窓口での現物給付による助成が受けられるよう、関係機関と協議を行うなどの取り組みを行い、保護者の負担軽減と子供の健康の保持増進に努められてきています。

これまでも申し上げていますが、子どもの医療費助成制度は、本来、全国どこの 自治体でも同様に受けられるよう国が実施するべきものであり、国の責任のもと制 度化することが一番望ましいため、当市議会では、平成25年12月、平成27年6月に 子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書を国へ提出し、また、平成28年度には、 全国市議会議長会から国の制度として、子ども医療費の無料化等を実施するよう要 望してまいりました。

しかし、本来、子どもの医療費は、保護者が負担すべきものであり、また、子ども医療費助成制度を将来にわたって持続可能な事業として適正に推進していくためにも、応分の負担をしていただくことも必要であると考えます。

なお、市においては、総合的な福祉施策として、社会保障制度の充実、地域医療体制の充実、総合的な子育て支援、高齢者福祉及び障がい者福祉サービスの充実等、あらゆる事業に取り組まれるなど、限られた財源の中で各種事業が進められてきています。

また、さきの市長選挙において、高齢者の方々、障がいのある方々、また、ひとり親家庭や、もちろん子育て世帯に対しても、それぞれにバランスのとれた福祉施策を推進してほしいと民意が示されたものと考えております。

よって、私は、現時点において、この請願書を採択すべきではないと申し上げ、 反対といたします。

- ○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。 市來利恵議員。
- ○市來議員 請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書について、賛成の立場で討論を行います。

子どもの医療費無料制度は、全都道府県内の市町村に広がってきています。和歌山県下においても、平成28年8月現在で、無料制度は中学校卒業まで、19もの自治体にまで広がりをみせ、岩出市のように、中学校卒業まで助成制度が拡充したものの、自己負担を課している自治体は一つもありません。岩出市が一歩前進しても、ほかの市町村の拡充の現状を知れば、当然、岩出市でも完全無料化を実施してほしいという願いは大きくなります。

反対者のこれまでの討論では、昨年8月から制度が前進し、1年が経過したところ、また、国に意見を挙げてきたことなどを理由とされておりますが、国が今も制度化せず起こっている問題、地域間格差、国の制度化を待つ間にも、和歌山県内でもこの地域間格差が生まれています。このことに目を向けない対応は、地域間格差を容認しているも同じだと言えます。

また、窓口1割負担で済むように協議が行われているとしていますが、自己負担

がそのまま残ることになります。毎年、扶助費が1億円を超えるとの発言もありま した。制度拡充のための財源は、国に借金をすることでもなく、岩出市独自の施策 として、岩出市の財源で行うことになります。

岩出市では、平成27年度の一般会計決算で、財政調整基金15億3,000万円、減債基金16億9,000万円を初め、基金関係で56億8,000万円もあります。しかも、このような基金への積み立ては、単年度だけではありません。毎年のように積み上げてきております。また、年度途中には、わずかな利子を減らすために繰上償還を行うということがされてきています。これだけのお金が生まれてきた状況、要因はどこにあるのかは別として、岩出市においては、財政的にも十分実施できる財源の裏づけもあります。

また、高齢化等、ほかの福祉などを理由に挙げ、子供に特化した制度は委員会では反対といたしました。子供と高齢者、また、ほかの福祉施設などを挙げ、てんびんにかけるような考え方こそ改めるべきです。

この医療費の願いは、子供を持つ保護者だけの願いではなく、多くの高齢者から も何とかしてほしいという願いが込められています。

子どもの医療費を無料化すれば、病院にかからなくてもいいような状態でさえ医療機関に走るのではといったような心配も、各自治体が拡充をしてきた状況から見ても考えられません。

岩出市の今の制度は、お金がなければ医療機関にかかれないということです。窓口で3割払うことが必要となります。私は、親の経済事情によって、必要な医療が受けられないことがあってはならないと考えます。

請願者も市民も議会に期待をし、請願を酌み取ってくれることを願っておりました。市民要求に応えようとしない態度に非常に残念でなりません。病気のときぐらいお金の心配をせず、安心して医療が受けられるようにしてほしいという願いが込められたこの請願について、私は採択すべきものだと考え、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○井神議長 以上で、請願第3号に対する討論を終結いたします。

請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決しました。

日程第25 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について

○井神議長 日程第25 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件を議題と いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、吉本勧曜議員、演壇でお願いします。

○吉本議員 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案について、地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年12月13日

(提出者) 議会運営委員会 委員長 吉本勧曜

内容につきましては、割愛をさせていただき、趣旨説明をさせていただきますの で、よろしくお願いします。

現在、議員が所属する総務文教常任委員会、厚生常任委員会及び建設常任委員会の運営の活性化等を図るため、総務建設常任委員会及び厚生文教常任委員会に改め、名称、委員の定数及びその所管について、条例の一部を改正するものであります。

何とぞご審議のほど、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議員派遣について

○井神議長 日程第26 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、派遣されたい旨の申し出が あります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、 その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

日程第27 委員会の閉会中の継続調査申出について

○井神議長 日程第27 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月15日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月15日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 (10時18分)